

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

県立みよし公園・県立びんご運動公園・県立せら県民公園については、令和3年度に「ひろしま公園活性化プラン（令和4年3月）広島県」を策定している。本プランの基本方針である「多様化するニーズを踏まえた魅力向上」，「経営的観点からのコスト適正化・収入増への取組」を推進するための具体的な取組方向として，「Park-PFI など民間活力の導入」が示されたことを踏まえ，民間活力導入に向けた基本計画を策定するとともに，民間活力導入可能性調査を実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 予算額

24,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和4年4月27日（水） 午後4時30分

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和4年5月11日（水） 午後4時30分

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和4年5月13日（金）までに，公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし，質問又は回答の内容が，質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては，質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県土木建築局都市環境整備課

イ 提案書提出期限

令和4年5月17日（火） 午後4時30分

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ，次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 実績証明書【公告2(5)関係】

平成24年4月1日から令和4年4月14日までの間において、国、地方公共団体及び法人税法別表第1に掲げる公共法人が発注した本件業務と同種の業務（民間活力導入可能性調査）を受注し、完了した実績が分かる書類。

- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式第2号】を電子メールにより提出すること。件名は「県立都市公園における民間活力導入可能性調査業務に係る仕様書等についての質問」とし、送信後、広島県土木建築局都市環境整備課へ電話により着信の確認を行うこと。

《提出先アドレス》 dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp

《提出先電話番号》 082-513-4142（ダイヤルイン）

- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局都市環境整備課に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和4年6月3日（金）午後4時30分までに、その旨を記載した書類（任意様式）を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和4年6月6日（月）午後4時30分までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 参加資格確認申請書及び提案書の無効について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 提案書作成要領及び提案書評価基準

(5) 関係様式

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式【様式第 1 号】

イ 仕様書等に対する質問書の様式【様式第 2 号】

【問い合わせ先】

広島県土木建築局都市環境整備課 担当 野間・佐藤

電話 082-513-4142（ダイヤルイン）